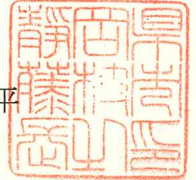


都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

藤枝市  
上記代表者 藤枝市長 北村 正平



1 都市計画の種類及び名称

志太広域都市計画地区計画 岡部町内谷地区計画

2 都市計画を定めた土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり（藤枝市の一部）

3 縦覧場所

藤枝市役所 都市建設部 都市政策課